

GMO研究助成制度

令和5年度(2023年度)募集要項

公益財団法人GMOインターネット財団

1. 助成の趣旨

この法人が制定する「GMO研究助成制度」に基づき、情報通信技術に関する研究活動を助成支援することによって、情報通信技術の進歩発展に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

以下の(1)~(5)のすべてに該当すること。

- (1) 情報通信技術に関する研究活動を行う者であること
- (2) 申請する研究分野において2年以上の研究実績があること
- (3) 営利を目的としない研究活動であること
- (4) 国内における研究活動であること
- (5) 活動状況及び成果について適正に報告できること

※申請者は、個人・団体の別を問いません

※研究形態は、単独研究・共同研究の別を問いません

3. 対象となる活動

情報通信技術に関する研究活動

4. 対象となる活動期間

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの期間に開始し完了する活動

※活動期間が複数年に渡る長期的な研究については、活動を1年ごとに区切っていただくことで複数回の申請が可能です。ただし、連続しての助成は3回を上限とします。

5. 助成額、募集期間

- (1) 助成額 1件あたり100万円まで
- (2) 募集期間 令和5(2023)年11月1日~12月31日

6. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません。

7. 応募手続

(1) 応募書類

①助成申請書(財団 HP よりダウンロード)

②履歴書(顔写真貼付、様式自由)

※団体の場合は代表者(申請担当者)の履歴書を添付してください。

※ボールペンもしくは黒ペンで記入、又はプリンター等で印字してください。

(2) 応募方法

応募書類一式を以下いずれかの方法で送付してください。

①ファイル共有リンクの提供による方法

助成申請書、履歴書及び参考資料を PDF データにして、任意のクラウドファイル共有サービスで発行した共有リンクを下記「応募送信先」に電子メールでお知らせ下さい。

②記録媒体の郵送による方法

助成申請書、履歴書及び参考資料を PDF データにして、CD-ROM または DVD-ROM に記録したものを下記「応募郵送先」にご郵送ください。送料はご負担下さい。当該記録媒体の返却はご容赦下さい。

※直接の持参は受け付けておりません。

※応募締切は令和 5(2023)年 12 月 31 日必着とさせていただきます。

(3) 応募・問い合わせ先

【応募郵送先】

公益財団法人GMOインターネット財団 事務局 助成事業係
〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー
TEL: 03-3464-1178 FAX: 050-3588-4351
URL: <https://www.gmof.or.jp/>

【応募送信先】

info@gmof.or.jp

8. 選考及び助成の決定

この法人に設置する選考委員会において選考し、理事会が決定します。

- ・選考結果は令和 6(2024)年 3 月頃に応募者に文書又はメールで通知します。
- ・選考の経過及び決定の理由についてのお問い合わせはお受けしておりません。
- ・応募書類に重大な不備が認められる場合は選考の対象外とすることがあります。

・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

9. 助成金の支給

令和 6(2024)年 3 月下旬に指定口座への振込払いとします。

10. 助成対象者の義務等

活動終了後 1 カ月以内に、活動により得られた成果及び支出した金額等についての「完了報告書」をこの法人に提出いただきます。

11. 助成実績の公開

助成実行後、対象活動を財団 HP に事例として掲載いたします。予めご了承ください。掲載内容は以下の通りです。

- (1) 活動名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 代表者の所属
- (4) 助成金額

12. 個人情報の取り扱いについて

取得した申請者の個人情報は、別途定める「個人情報管理規程」に基づき本助成に係る目的にのみ使用いたします。

13. その他

助成対象者が次の事項に該当するときは、助成金の交付決定の取り消し、交付の中止、又はすでに交付した一部若しくは全部の助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 応募書類に虚偽・不正が認められるとき
- (2) 決定された助成活動を中止しようとするとき
- (3) 完了報告書に虚偽・不正が認められるとき
- (4) 完了報告書の提出を怠ったとき
- (5) その他、助成対象者として相応しくない事実が認められるとき

以上